

番 号 : 151171

国 名 : ケニア

担当部署 : 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

件 名 : ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト (農業普及/モニタリング・評価)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 農業普及/モニタリング・評価

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2016年3月中旬から 2017年9月上旬まで

(2) 業務M/M : 国内 1.25 M/M、現地 8.00 M/M、合計 9.25 M/M

(3) 業務日数 : 第1次国内準備 第1次派遣 第1次国内作業 第2次派遣
5日 80日 5日 50日

第2次国内作業 第3次派遣 第3次国内作業 第4次派遣 帰国後整理
5日 60日 5日 50日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 2月3日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務：	農業普及及び農業普及におけるモニタリング・評価に係る各種業務
対象国／類似地域：	ケニア／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし（ただし、ケニアは黄熱病の感染危険国に指定されているため、予防接種を勧めます。また、経由地等第三国入国時には、イエローカードの提示を求められることがあります。）

6. 業務の背景

ケニアでは、女性が農業生産労働の70%を担っているにもかかわらず、女性農民の生産性は、土地、農業資材、農業技術、マーケット等への限定的なアクセスに起因して、男性農民と比較した場合2～3割程度も低いと見積もられている。こうした中、ケニア農業・畜産・水産省(Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries：以下MOALF。当時、農業省)は、2010年に「ジェンダー主流化戦略書」(Gender Mainstreaming Strategy)を策定し、「農業の持続的な生産性と生活の改善のために、ジェンダー視点に立った政策、プログラム、プロジェクトの実施を推進することを通じて、ジェンダー平等及び男女共同参画を促進していく」こととしている。

JICAは、ケニア国「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト(Smallholder Horticulture Empowerment Project：以下、SHEP)(2006～2009年)」において、市場志向型農家経営の推進に取り組み、事業におけるジェンダー主流化を推進してきた。その結果、農家経営における男女共同参画が促進され、農家の

生計向上に寄与したことが終了時評価調査時により確認された。

こうした取り組みをMOALFは高く評価し、SHEPIにおけるジェンダー主流化の取り組みを省内に定着させ、園芸農家のみならず、他の作物生産に携わる農家に対しても普及していくために「ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を2014年9月から2017年8月の期間で実施することとなった。

本プロジェクトでは、プロジェクト期間を前期（2年間）と後期（1年間）に分け、前期で「ジェンダー主流化パッケージ」（*）の案を作成し、後期で同案の実証を通じて、パッケージを完成させ、MOALFを含む関係機関への頒布を行う計画である。より効果・効率的なパッケージ開発のために、MOALFが実施する複数の小規模農家支援事業と連携し、それぞれの支援事業の対象地域を本プロジェクトのパイロット・サイトとして各種活動を展開している。これまでに、2件の小規模農家支援事業を前期連携プロジェクトとして選定し、計3か所のパイロット・サイト（ニエリ郡：酪農事業、ブシア郡：キャッサバ事業、ムエア灌漑地区：稲作）で、案開発に向けての活動を進めている。今後、2016年上半期中に、新たに2件程度の小規模農家支援事業を後期連携プロジェクトとして選定し、これらのプロジェクトの対象地域でパッケージ案の実証活動を行う計画となっている。

本プロジェクトに係る実施体制は、ジェンダー専門家であるチーフ・アドバイザー（2016年4月～2017年8月の期間に5回、計10MM程度の派遣を予定。）に加え、業務調整/研修管理の長期専門家が派遣されている。また、MOALF内のプロジェクトユニット（PIU）には、本プロジェクト専任の職員（C/P）（ナショナル・プロジェクト・コーディネーター、研修担当（ジェンダー）、モニタリング・評価担当等）が配置されている。

本業務従事者は、本プロジェクトの農業普及/モニタリング・評価の専門家として、C/Pと共に、パイロット・サイトにおいて、本プロジェクトが実施するジェンダー研修をはじめとする活動のモニタリングを行い、活動の実施・普及方法の修正・改善を提案すると共に、これまでにパイロット・サイトで実施されたベースライン調査結果を確認し、プロジェクト活動の成果を図るためのエンドライン調査の企画・実施・取り纏めを行う。（注：本プロジェクトがベースライン・エンドライン調査を実施するのは前期連携プロジェクトの3か所のパイロット・サイトのみ。後期連携プロジェクトのパイロット・サイトにおいては、連携プロジェクトがジェンダー主流化パッケージ（案）に基づきベースライン・エンドライン調査を実施するのを支援する。）また、ジェンダー主流化パッケージ（案）の作成、実証及び同案の最終化にあたり、農業普及/モニタリング・評価専門家の観点から助言及び技術指導を行う。（ジェンダー主流化パ

パッケージの取りまとめはチーフ・アドバイザーが行う。)

*「ジェンダー主流化パッケージ」とは、男女共同参画型の農家経営を推進していくために、小規模農家支援事業において、ジェンダーの視点から実施していくべき一連の活動群、及びそれらの活動の実践にあたって必要な研修モジュール、チェックリスト、マニュアル、ガイドライン等の実践ツールをとりまとめたものを想定。SHEPで整備された園芸農家支援事業向けの各種ジェンダー関連研修プログラムや教材・ツールをベースとし、より広範な農家を対象とし適用可能なコンテンツを整備する。完成したパッケージは、ケニアMOALFの事業・研修の中で活用されることを目指す。

7. 業務の内容

本専門家は、農業普及/モニタリング・評価専門家として、ジェンダー主流化パッケージ作成を目指して実施される各種活動のモニタリング・評価、及びその普及方法について、C/Pの能力強化に向けた指導・助言を行う事を目的として、以下の業務を行う。

(1) 第1次国内準備期間 (2016年3月中旬～2016年4月上旬)

- ① プロジェクト関連資料、前期連携プロジェクト関連資料等により、プロジェクトの全体像及びこれまでの活動内容、SHEPでのジェンダーアプローチについて把握する。
- ② 本プロジェクトのチーフ・アドバイザーと協議のうえ、業務全体及び第1次現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン(英文)に取り纏め、JICAジェンダー平等・貧困削減推進室に提出する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2016年4月上旬～2016年6月下旬)

- ① JICAケニア事務所、C/P、プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対しワークプラン(英文)をもとに、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について説明を行う。
- ② C/Pと共に、本プロジェクトの3か所のパイロット・サイト(ニエリ郡、ブシア郡、ムエア灌漑地区)で実施されたベースライン調査の内容を精査・確認し、プロジェクトのPDM指標のベンチマークを特定する。
- ③ C/Pと共に、既に作成済みのプロジェクトのモニタリング・フレームワークを精査し、必要に応じて修正する。右モニタリング・フレームワークに基づき、3か所のパイロット・サイトで実施されている農家研修のモニタリングを行い、必要に応じて、フレームワークを修正する。
- ④ C/Pと共に、3か所のパイロット・サイトで実施されている前期連携プロジェクトの活動をモニタリングし、各パイロット・サイトでのジェンダー主流化促進のためのより効果的な普及手法・活動実施方法を検討する。
- ⑤ 上記②～④を踏まえて、C/Pと共に、ベースライン調査(デザイン、手法、

調査項目)、モニタリング・フレームワーク、普及手法・活動実施方法をどのようにジェンダー主流化パッケージ(案)に取り入れるかを検討し、案を作成する。

- ⑥ 本プロジェクトが計画しているジェンダー主流化パッケージ(案)に係るワークショップの実施に向けた支援を行う。
- ⑦ ジェンダー主流化パッケージ(案)の活用を検討する小規模農家支援事業等にパッケージの具体的な内容、実施方法等を説明する。右結果を踏まえ、ジェンダー主流化パッケージ(案)の実証を行うための後期連携プロジェクトの選定を支援する。
- ⑧ 第1次現地業務結果報告書(英文)を作成し、MOALF及びJICAケニア事務所に提出し、報告する。

(3) 第1次国内作業期間(2016年6月下旬～2016年9月下旬)

- ① 第1次現地業務結果報告書(英文・和文要約)を作成・提出し、進捗状況についてJICAジェンダー平等・貧困削減推進室に報告する。
- ② プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対して担当分野の進捗状況にかかる報告を行う。
- ③ プロジェクトのチーフ・アドバイザーと協議のうえ、第2次派遣期間における業務工程・業務方針等について記述したワークプラン(英文)を作成し、JICAジェンダー平等・貧困削減推進室に説明し、提出する。

(4) 第2次現地派遣期間(2016年9月下旬～2016年11月下旬)

- ① JICAケニア事務所、C/P、プロジェクトのチーフ・アドバイザー対しワークプラン(英文)の内容を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について説明を行う。
- ② C/Pと共に、後期連携プロジェクト関係者と、ベースライン調査、普及手法・活動実施方法等について協議を行う。パイロット・サイトでの活動が現場の状況を適切に反映したものとなるよう調整を図ること。
- ③ C/Pと共に、後期連携プロジェクトによるジェンダー主流化パッケージ(案)の活用状況を踏まえ、第1次現地派遣時に作成した同パッケージ(案)の担当部分について、必要な改訂を行う。
- ④ C/Pと共に、ケニア国内の農業研修所を訪問し、ジェンダー主流化パッケージ(案)についての説明を行い、研修所カリキュラムへの取り入れについて進言する。
- ⑤ 第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、MOALF及びJICAケニア事務所に提出し、報告する。

(5) 第2次国内作業期間(2016年11月下旬～2017年1月中旬)

- ① 第2次現地業務結果報告書(英文・和文要約)を作成・提出し、進捗状況に

ついてJICAジェンダー平等・貧困削減推進室に報告する。

- ② プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対して、担当分野の進捗状況にかかる報告を行う。
- ③ プロジェクトのチーフ・アドバイザーと協議のうえ、第3次派遣期間における業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（英文）を作成し、JICAジェンダー平等・貧困削減推進室に説明し、提出する。

（6） 第3次現地派遣期間（2017年1月中旬～2017年3月下旬）

- ① JICAケニア事務所、C/P、プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対しワークプラン（英文）の内容を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について説明を行う。
- ② C/Pと共に、本プロジェクトがベースライン調査を実施した3か所のパイロット・サイト（ニエリ郡、ブシア郡、ムエア灌漑地区）におけるエンドライン調査を企画・実施する。
- ③ C/Pと共に、上記②で実施したエンドライン調査結果の取り纏め、分析を行い、エンドライン調査報告書を取りまとめる。
- ④ プロジェクトの終了時評価に向けて、PDMの指標データを取り纏める。
- ⑤ C/Pと共に、前期及び後期連携プロジェクトの対象地域を訪問し、ジェンダー主流化パッケージ（案）の活用状況について確認し、同パッケージ（案）の改善案を提案する。
- ⑥ 第3次現地業務結果報告書（英文）を作成し、MOALF及びJICAケニア事務所に提出し、報告する。

（7） 第3次国内作業期間（2017年3月下旬～2017年5月中旬）

- ① 第3次現地業務結果報告書（英文・和文要約）を作成・提出し、進捗状況についてJICAジェンダー平等・貧困削減推進室に報告する。
- ② プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対して、担当分野の進捗状況にかかる報告を行う。
- ③ プロジェクトのチーフ・アドバイザーと協議のうえ、第4次派遣期間における業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（英文）を、作成し、JICAジェンダー平等・貧困削減推進室に説明し、提出する。

（8） 第4次現地派遣期間（2017年5月中旬～2017年7月上旬）

- ① JICAケニア事務所、C/P、プロジェクトのチーフ・アドバイザーに対しワークプラン（英文）の内容を説明し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について説明を行う。
- ② C/Pと共に、ジェンダー主流化パッケージ（案）の担当部分を最終化する。
- ③ C/Pと共に、ジェンダー主流化パッケージに係るワークショップ実施に向けた準備を行うと共に、その実施を支援する。

- ④ C/Pと共に、上記③のワークショップについて、実施報告書の担当部分を作成する。
 - ⑤ C/Pと共に、上記③のワークショップでジェンダー主流化パッケージに関心を示した関係者を訪問し、活用に向けた実施体制等への助言を行う。
 - ⑥ 第4次現地業務結果報告書（英文）を作成し、MOALF及びJICAケニア事務所に提出し、報告する。
- (9) 帰国後整理期間（2017年7月上旬～2017年8月下旬）
専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICAジェンダー平等・貧困削減推進室に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出すること。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（各派遣時作成）

英文4部：監督職員、ケニア事務所、プロジェクト、C/P機関

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

和文要約3部：監督職員、ケニア事務所、プロジェクト

英文4部：監督職員、ケニア事務所、プロジェクト、C/P機関

記載項目は以下の通り。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（全業務終了時作成）

和文3部：監督職員、ケニア事務所、プロジェクト

記載項目は以下の通り。

① 業務の具体的内容

② 業務の達成状況

③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

④ プロジェクト実施上で残された課題

⑤ その他

ベースライン調査報告書、エンドライン調査報告書、農業普及の各種コンテンツ、その他C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した教材や資料を参考資料として添付すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

航空賃（本邦 - （経由地：ドバイもしくはドーハ） - ナイロビ（ケニア） - （経由地：ドバイもしくはドーハ） - 本邦）及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ（見積を計上して下さい）。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現在想定されている各次現地派遣期間及び派遣日数の割り振りは現時点での計画であり、今後事業進捗に応じ本専門家及びJICA間の協議により詳細派遣計画を決定していきます。なお、第1次現地派遣期間は、2016年4月初旬を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ）。

ア）チーフ・アドバイザー業務／農業普及におけるジェンダー主流化（短期派遣専門家）

イ）業務調整／研修管理（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

当機構ケニア事務所（またはプロジェクトチーム）による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア）空港送迎：あり

イ）宿泊手配：あり

ウ）車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ）通訳備上：なし

オ）現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ）執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務がスペース提供されます。

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・事前評価表

(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1300645_1_s.pdf)

・ケニア共和国「男女共同参画型農家経営推進プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12152351.pdf>)

・東アフリカ地域ジェンダー視点に立った農業・農村開発における情報収集・確認調査報告書（ケニア共和国）

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12154217.pdf>)

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②ジェンダーの視点に立った農業普及の経験があれば望ましい。

③安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

④ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上